

白岡市立学校の適正規模・適正配置

1. 適正規模について
2. 適正配置について

1. 適正規模について

(1) 国の基準

学校教育法施行規則 第41条

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。

○ 同第79条において中学校にも準用

解説：学校規模の標準は、「特別の事情があるときはこの限りでない」とされている弾力的なものであり、実際の判断については、学校設置者である各市町村が当該学校が都市部にあるのか、過疎地にあるのか等も含め、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づいて行うべきものです。

(2) 白岡市における適正規模の基準

適正規模の基準

【小学校の望ましい規模】 18～24学級（1学年当たり3～4学級）

【中学校の望ましい規模】 12～18学級（1学年当たり4～6学級）

- 小学校では、1学年当たり3学級以上を確保することにより、児童同士や教員と児童の人間関係に配慮した効果的なクラス替えを行うことができ、学級の枠を超えた少人数指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる規模が適正と考えます。
- 中学校では、1学年当たり4学級以上を確保することにより、効果的なクラス替えを行うことができ、また、各教科複数の教科担当が配置でき、それぞれの教科で組織的な教科経営や生徒指導が行いやすい規模が適正と考えます。

出典：白岡市立学校の適正規模・適正配置に関する計画策定の基本方針(令和7年3月)

(3) 1学級当たりの人数

- ・ 公立小・中学校の学級編成は、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「法律」という。）で示されている学級編成を基準として、都道府県の教育委員会が定めることとされている。
- ・ 埼玉県の「学級編成基準」は、法律と同一の基準となっています。

【埼玉県の学級編成基準】

○ 小学校

校種	学年	1学級の児童数
小学校	1～6学年	35人

○ 中学校

校種	学年	1学級の生徒数
中学校	1～3学年	40人

- ・ 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第14号）により、令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人としてきました。

【小学校】

（35人学級への移行経過措置）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- ・ 令和6年12月、政府が公立小学校で実施している「35人学級」を中学校でも導入する方針を固め、令和8年度から3年をかけて中1から順次導入していく予定です。

【中学校】

（35人学級への移行経過措置）

年度	R8	R9	R10
学年	中1	中2	中3

1. 適正規模について

(4) 学校規模によるメリットとデメリット

	小規模化		大規模化	
	メリット	デメリット	メリット	デメリット
【学習面】	- 児童・生徒の一人ひとりの学習状況を的確に把握でき、きめ細かな指導が行いやすい。 - 学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。	- 運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 - 児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。 - クラブ活動や部活動の種類が限定される。	- 集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。 - 運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 - 児童・生徒数、教員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。 - 様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。	- 全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。 - 学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。
【生活面】	- 児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 - 異学年間の交流が生まれやすい。	- クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 - 男女比に偏りが生じやすい。 - 多様なものの見方や考え方、表現の仕方に触れる機会が少なくなりやすい。	- クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 - 切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。 - 学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。	- 学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。 - 全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
【学校運営面・財政面】	- 全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 - 学校が一体となって活動しやすい。 - 施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。	- 教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 - 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 - 教職員一人ひとりの負担が大きくなりやすい。 - 教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。 - 子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。	- 教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行いやすい。 - 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。 - 教職員一人ひとりの業務を分担させやすい。 - 出張、研修等に参加しやすい。 - 子ども一人あたりにかかる経費が小さくなりやすい。	- 教職員相互の連絡調整が図りづらい。 - 特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。
【その他】	保護者や地域社会との連携が図りやすい。	P T A活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。	P T A活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。	保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。

出典：「文部科学省公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き(平成27年1月)」等を参考に作成

1. 適正規模について

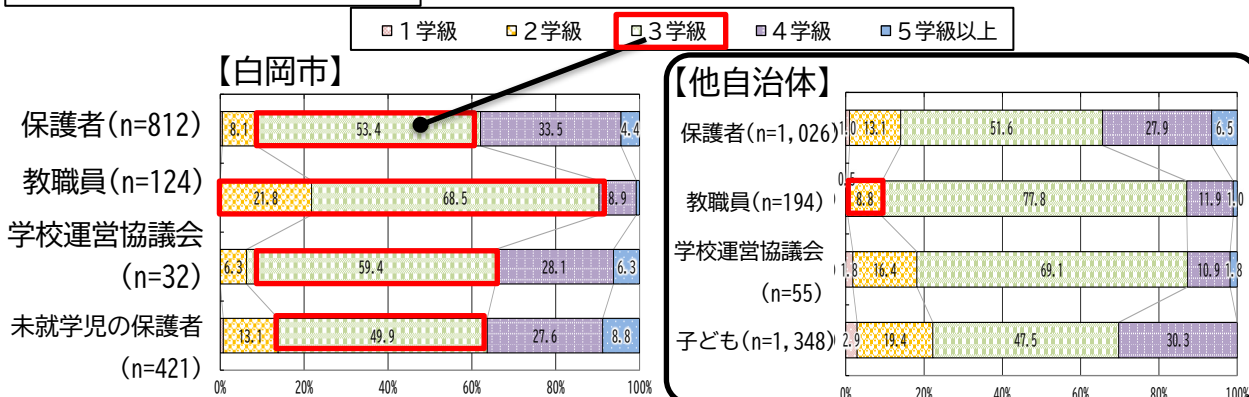
設問：小学校(中学校)の1学年あたりの学級数は、どのくらいの学級数がよいと思いますか。

(5) 白岡市立小中学校の教育に関するアンケート結果（抜粋）

○ 小学校

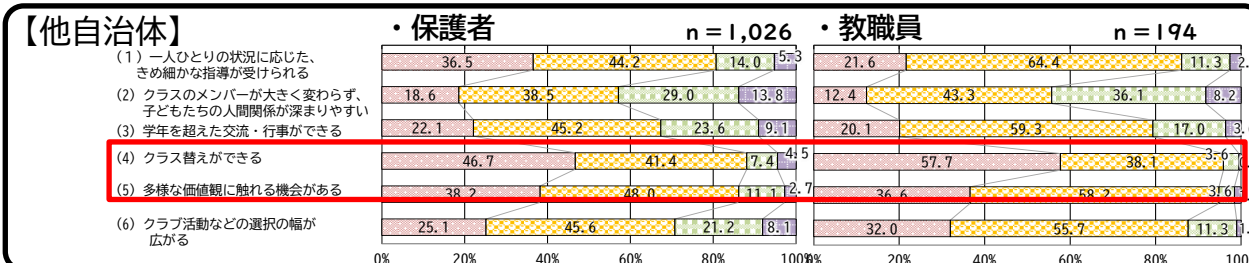
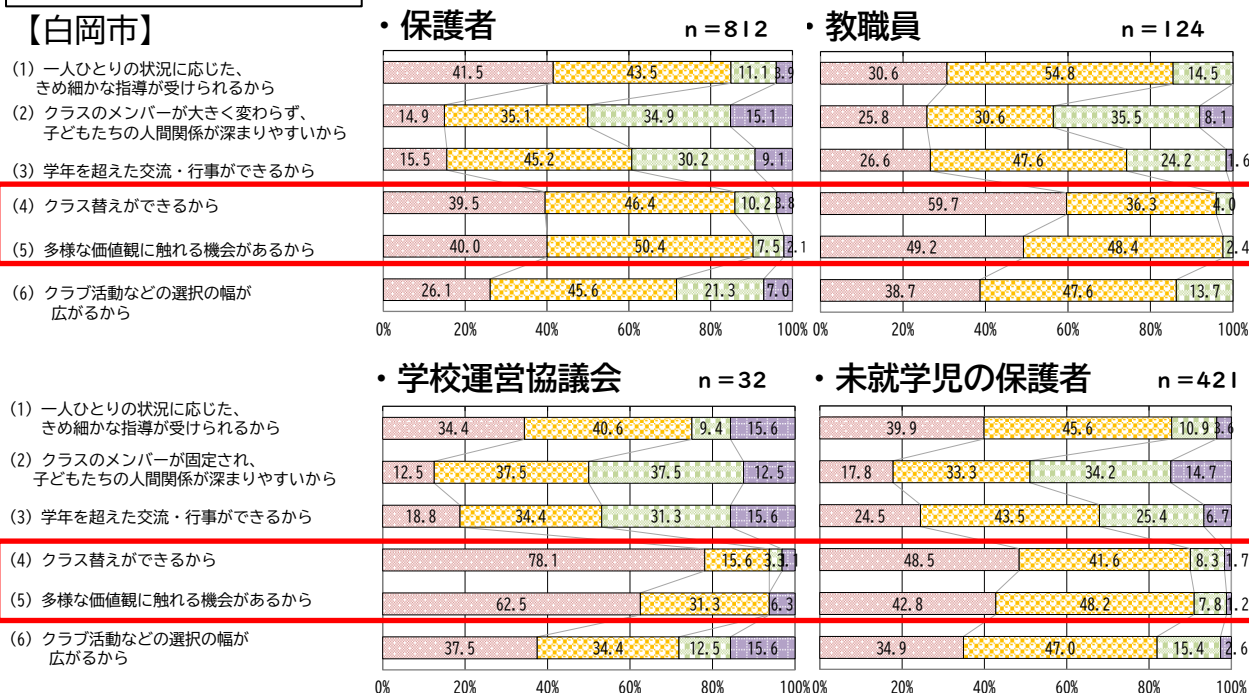
● 1学年あたり望ましい学級数とその理由

1学年あたり望ましい学級数



多くの属性が3学級～4学級が望ましいと回答

望ましい学級数の理由



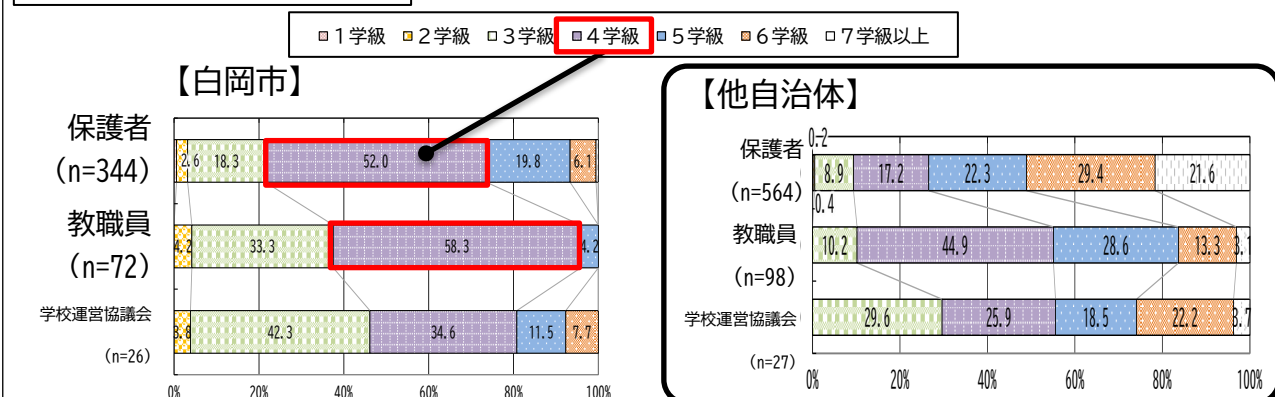
<考察>

- どの属性も「3学級」の回答が一番多く、次に多いのが、教職員は「2学級」、その他の属性は「4学級」となっている。教職員で「2学級」の回答が多いのは他の自治体とは少し傾向が異なる。
- 望ましい学級数の理由としては、「クラス替えができるから」「多様な価値観に触れる機会があるから」が多くなっており、これは他の自治体とほぼ同様になっている。

○ 中学校

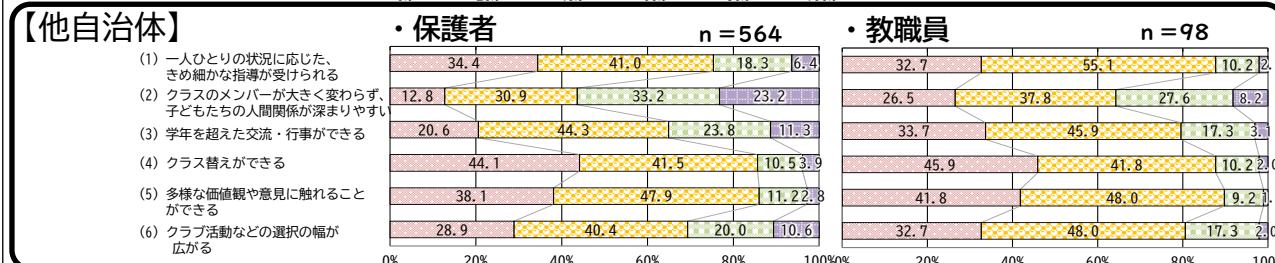
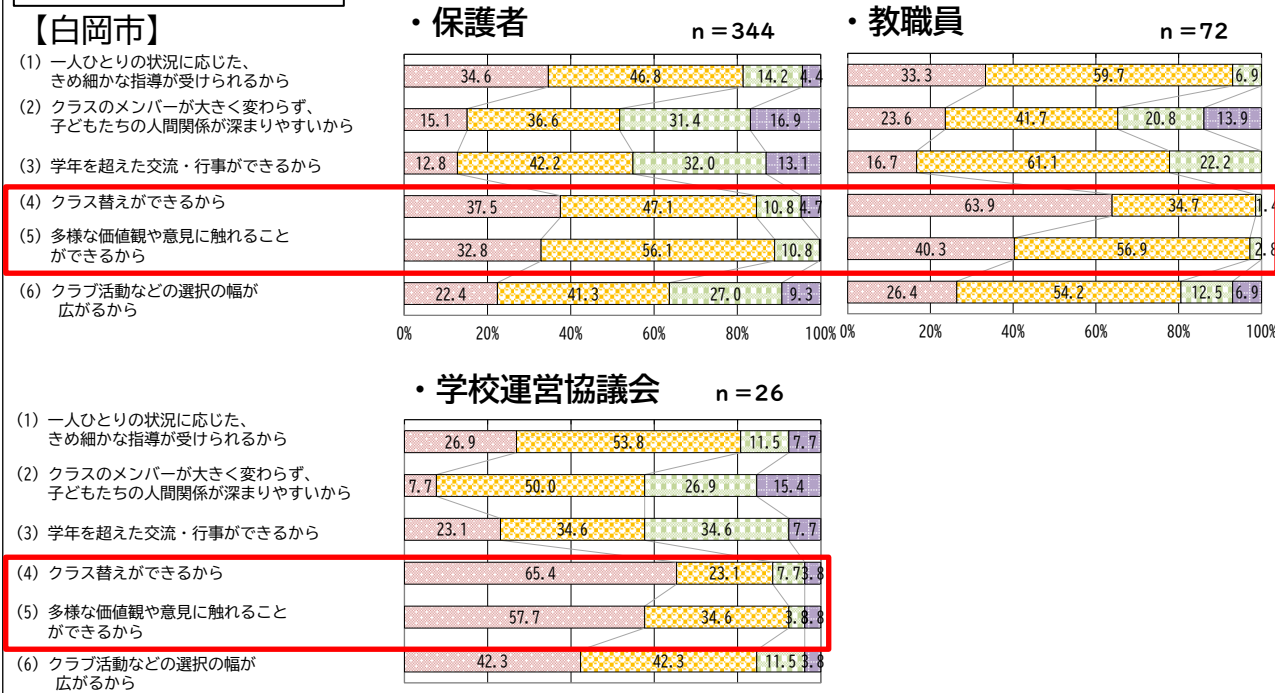
● 1学年あたり望ましい学級数とその理由

1学年あたり望ましい学級数



多くの属性が4学級が望ましいと回答

望ましい学級数の理由



<考察>

- 保護者、教職員は「4学級」の回答が一番多く、次に多いのが、保護者は「5学級」、教職員は「3学級」となっている。学校運営協議会も「3学級」「4学級」の回答が多く、自治体によっては4～6学級の回答が多い傾向にある中、比較的少なめとなっている。
- 望ましい学級数の理由として、「クラス替えができるから」「多様な価値観や意見に触れることができるから」が多くなっており、これは他自治体でも同じ傾向がみられる。

1. 適正規模について

(6) 本市の適正規模の考え方

- ・「白岡市立学校の適正規模・適正配置に関する計画策定の基本方針」の基準に基づき、学校の適正規模の確保を図っていきます。

校種	適正規模
小学校	18～24学級（1学年当たり3～4学級）
中学校	12～18学級（1学年当たり4～6学級）

2. 適正配置について

(1) 国の基準(通学距離・通学時間)

通学距離による考え方

- 文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」によると、学校配置に当たっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要であると示されています。
- 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、公立小・中学校の徒歩または自転車による通学距離について、「**小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校でおおむね6キロメートル以内**」と定めていることから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっています。

通学時間による考え方

- 文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」によると、スクールバスや公共交通機関を活用した自治体の事例が増えていることを踏まえ、通学時間の観点からも各市町村の基準をもとにした検討を行っています。この結果では、通学時間は「**おおむね1時間以内**」を一応の目安とし、**地域の実情や児童生徒の実態に応じて判断を行うことが適当とされています。**

(2) 白岡市における適正配置の基準

適正配置の基準

- 【小学校の通学距離】 おおむね4 k m以内
- 【中学校の通学距離】 おおむね6 k m以内
- 【通学時間】 おおむね1 時間以内

- 国の手引において、「児童生徒の通学区域の変更に伴い、教育条件を不利にする可能性もあるため、学校の位置や学区の決定等に当たっては、児童生徒の負担面や安全面などを配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要がある。」と示されています。本市においても、国の考え方に準ずることを基本とし、適正配置の基準を定めたものです。

出典：白岡市立学校の適正規模・適正配置に関する計画策定の基本方針(令和7年3月)

(3) 白岡市における通学距離(小学校・中学校)

○ 小学校（徒歩通学）

学校名	最も遠い 通学距離
篠津小学校	2. 1 k m
菁莪小学校	2. 7 k m
南小学校	1. 5 k m
西小学校	1. 4 k m
白岡東小学校	1. 5 k m

○ 中学校（徒歩通学）

学校名	最も遠い 通学距離
篠津中学校	2. 9 k m
菁莪中学校	2. 4 k m
南中学校	2. 1 k m
白岡中学校	2. 3 k m

2. 適正配置について

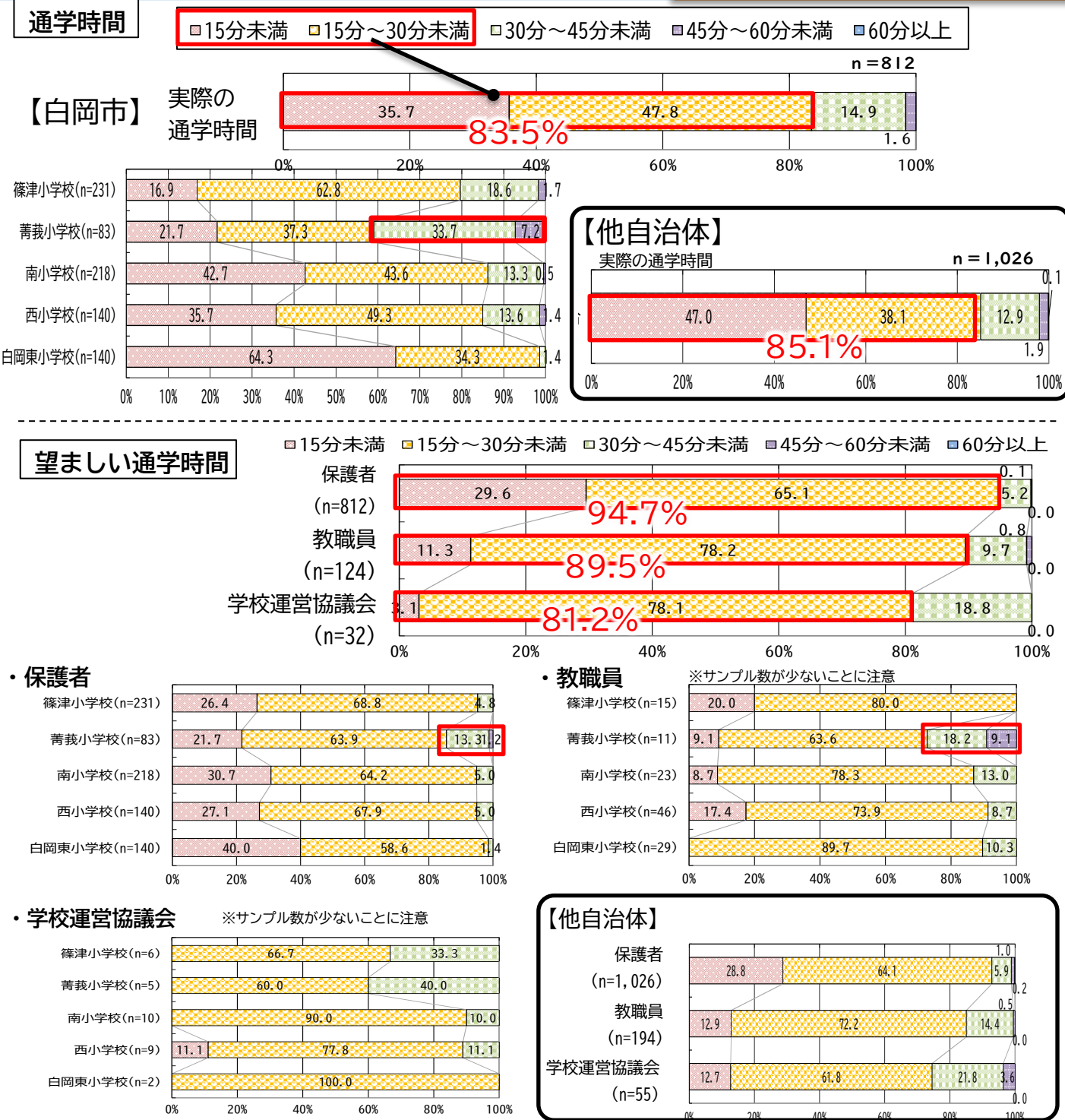
設問：小学生(中学生)の片道の通学時間は、どのくらいの時間までが許容範囲だと思いますか。

(4) 白岡市立小中学校の教育に関するアンケート結果（抜粋）

○ 小学生

● 通学時間・望ましい通学時間の許容範囲

多くの属性が30分未満が許容範囲と回答



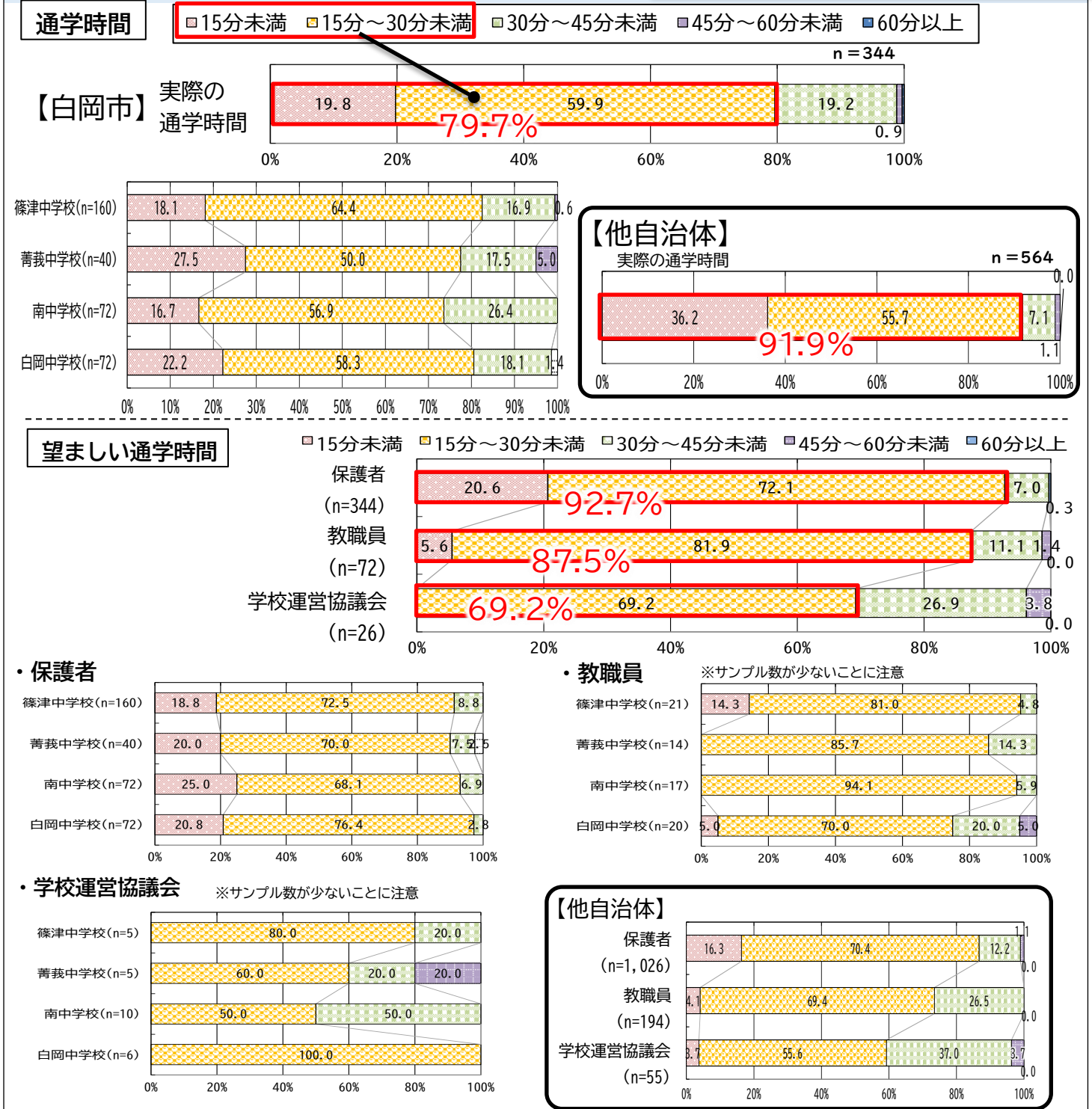
<考察>

- 小学生の現状の通学時間は、80%以上の児童が30分未満となっている。
- 望ましい通学時間の許容範囲としては、どの属性も「30分未満」で80%以上となっており、保護者、教職員、学校運営協議会の順で高い。この傾向は、他自治体と同じ傾向がみられる。
- 学校別にみると、通学時間は青莪小学校での児童で「30～45分未満」の回答が30%以上となっており、他校と比べて多くなっている。また、望ましい通学時間についても青莪小学校の保護者、教職員ともに「30～45分未満」の回答が他校に比べて多い。

○ 中学校

● 通学時間・望ましい通学時間の許容範囲

多くの属性が30分未満が許容範囲と回答



<考察>

- 中学生の現状の通学時間は、約80%の生徒が30分未満となっている。
- 望ましい通学時間の許容範囲としては、どの属性も「30分未満」が最も多い結果となっており、この傾向は、他の自治体と同じ傾向がみられる。
- 学校別にみると、通学時間について、南中学校の生徒は他の中学校の生徒に比べ「30～45分未満」の回答が多いが、望ましい通学時間については、保護者、教職員ともに「30分未満」が大半を占める結果となっている。

2. 適正配置について

(5) 本市の適正配置の考え方

- ・「白岡市立学校の適正規模・適正配置に関する計画策定の基本方針」の基準に基づき、安全な通学環境の確保を図っていきます。

校種	適正配置（通学距離、通学時間）
小学校	おおむね4 k m以内、おおむね1 時間以内
中学校	おおむね6 k m以内、おおむね1 時間以内